

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後	
(前 略)			
第2条		第2条	
ア (略)		ア (同 左)	
イ <u>分娩介助料 1回 186,000円 (170,000円)</u> <u>ただし、多児分娩の場合は、1児増すごとに</u> <u>118,000円 (102,000円) を加算する。</u> 分娩終了時刻が診療時間外又は深夜の場合は、 前記の額に次の金額をそれぞれ加算する。 時間外加算 <u>34,000円</u> 深夜加算 <u>51,000円</u> <u>多児時間外加算 1児増すごとに 20,400円</u> <u>多児深夜加算 1児増すごとに 30,600円</u> <u>産科医療補償制度対象外の場合は、括弧内の料金</u> <u>とする。</u>		イ <u>分娩に係る料金</u> <u>分娩介助料 1児につき 250,000円</u> <u>産科医療補償制度掛金 1児につき 16,000円</u> 分娩終了時刻が診療時間外又は深夜の場合は、 前記の額に次の金額をそれぞれ加算する。 時間外加算 <u>1児につき 50,000円</u> 深夜加算 <u>1児につき 75,000円</u>	
(中 略)		附 則 この規程は、平成27年9月1日から施行する。 ただし、第2条イに係る改正規定は、平成28年4月 1日から施行する。	
別表 保険給付外の診療に係る諸料金		別表 保険給付外の診療に係る諸料金	
第1表 医科諸料金		第1表 医科諸料金	
区分	金額(円)	区分	金額(円)
(1) } } (略) (4) }		(1) } } (同 左) (4) }	
(5) ヒト体外受精胚移植法料		(5) ヒト体外受精胚移植法料	
卵採取術 (1回につき)	<u>40,369</u>	卵採取術 (1回につき)	<u>44,820</u>
卵培養術		卵培養術	
媒精法 (1回につき)	<u>35,336</u>	媒精法 (1回につき)	<u>36,288</u>
顕微授精法 (1回につき)	<u>50,760</u>	顕微授精法 (1回につき)	
		卵子1個から4個	<u>58,428</u>
		卵子5個から8個	<u>77,760</u>
		卵子9個から12個	<u>97,416</u>
胚移植術 (1回につき)	<u>34,078</u>	胚移植術 (1回につき)	<u>41,364</u>
凍結術 (1回につき)		凍結術 (1回につき)	
凍結胚1個から4個	28,512	凍結胚1個から4個	28,512
凍結胚5個から8個	53,244	凍結胚5個から8個	53,244
凍結胚9個から12個	77,976	凍結胚9個から12個	77,976
凍結保管更新料 (1年につき)	7,344	凍結保管更新料 (1年につき)	7,344

<p>(6) } < } (略) (19) }</p>		<p><u>AH (アシステッドハッチング)</u> <u>(1回につき)</u></p> <p>(6) } < } (同 左) (19) }</p>	<p><u>21,924</u></p>
<p>(後 略)</p>			